明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕　一

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**三二～六六）　四

○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（**総務**二五八）

○政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件（**同**二五九）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**五〇）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録をした者を公告する件（**同**五一）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**五二）

○除籍の一部が滅失した件（**法務**三三七）

○除籍が滅失した件（**同**三三八）

○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二五五）

○オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二五六）

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二五七）

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**二五八）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**農林水産**一〇三四）

○平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件の一部を改正する件（**同**一〇三五）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**一〇三六、一〇三七）

○保安林の指定をする件（**同**一〇三八～一〇四四）

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七四九）

○道路に関する件（**東北地方整備局**一一五～一一八）

○自動車専用道路に関する件（**近畿地方整備局**一三九）

○道路に関する件（**九州地方整備局**一五九）

〔国会事項〕　四

〔人事異動〕　五

公正取引委員会　財務省

〔叙位・叙勲〕　五

〔褒　賞〕　六

〔皇室事項〕　六

官庁事項

〔官庁報告〕　六

指定流通機構の登録業務の休止について（国土交通省）

〔公　告〕　七

諸事項

官庁　七

犯罪被害財産支給手続終了決定、特定保険募集人の所在の確知等、解散命令関係

裁判所　八

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等　八

平成二十五年度内閣共済組合の決算関係

会社その他　八

告示

○**復興庁告示第三十二号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号　九

○**復興庁告示第三十三号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社岩手銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号　九

○**復興庁告示第三十四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（大船渡市復興推進計画（認定番号岩手第十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社岩手銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号　九

○**復興庁告示第三十五号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（大船渡市復興推進計画（認定番号岩手第十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号　一〇